

自治会ごみ捨て方 知ってる？

自治会活動に伴うごみは、「**事業系ごみ**」と呼びます。

事業系ごみは家庭ごみと異なり、地域のごみステーションに捨てることができません。

必ず、下記の正しい方法で処理してください。

明石クリーンセンターに持ち込めないもの

粗大ごみ（金属類）
燃やせないごみ
プラスチック類

※裏面を必ずチェック！

じゃあ、どうすれば？

産業廃棄物処理許可業者に
処理を依頼する必要があります！

どこに連絡すれば？

「兵庫県産業資源循環協会」へお問い合わせください。

TEL: 078-381-7464

明石クリーンセンターに持ち込めるもの

粗大ごみ（木製）
燃やせるごみ
一部資源ごみ
一部プラスチック類

※裏面を必ずチェック！

どうやって持ち込む？

・ 明石クリーンセンター直接に持ち込む
※事前の予約が必要です
TEL: 078-937-0937

・ 収集運搬許可業者に委託する
※明石市のホームページで調べられます。

明石市 収集運搬 許可業者



自治会活動に伴うごみを
明石クリーンセンターに
持ち込むときは
処理手数料を免除
します。

処理手数料免除の
詳細はこちらから



明石市大久保町松陰 1131

明石市 環境産業局 環境室

資源循環課 明石クリーンセンター

TEL: 078-918-5790

主な事例は裏面へ



「持ち込めないごみ」 「持ち込めるごみ」

の主な事例

自治会活動によって発生したごみは、ごみの種類によって産業廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼するものと明石クリーンセンターに持ち込めるものがあります。
ごみの適正処理についてご理解とご協力をお願いします。

自治会館などの整理・清掃で出たごみ

- ・木製粗大ごみ
(テーブル・椅子・食器棚)
- ・可燃性素材のカーペット
- ・座布団、布団
- ・枝葉、草、落ち葉
- ・空き缶※
- ・空きびん※
- ・ペットボトル※
- ・弁当がら*

*自治会員の飲食により発生したものに限る

- ・金属類を含む粗大ごみ
(テーブル・椅子・物置・カラオケ・スピーカ)
- ・家電製品
- ・電球
- ・蛍光灯
- ・体重計
- ・プラスチック製品
(バケツ・ごみ箱・ポリタンク)

など

明石クリーンセンターに
持ち込めないごみ

自治会のイベント・祭りで出たごみ

- ・割り箸
- ・紙皿
- ・紙コップ
- ・段ボール
- ・空き缶※
- ・空きびん※
- ・ペットボトル※
- ・プラ製キャップ、ラベル※
- ・トレイ*

*自治会員の飲食により発生したものに限る

- ・金属類
- ・屋台で使用したプラスチック類
(卵のパック・金魚すくいのボイ)
- ・発泡スチロール
- ・PP バンド
- ・ブルーシート
- ・カラーコーン

など

明石クリーンセンターに
持ち込めるごみ